

## 泉大津市立老人集会所使用許可条件

1. 使用に際し、常に許可書を携帯し、職員が要求するときはいつでもこれを提示しなければならない。
2. 泉大津市立老人集会所条例、同施行規則、その他職員の指示に違反したときは、使用許可を取り消すことがある。
3. 施設、附属設備を亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。
4. 使用権を譲渡し、他に転貸し、又は許可なくして使用目的以外に使用してはならない。
5. 酒、その他アルコール類の持込みをしてはならない。
6. 所定の場所以外で火気を使用してはならない。
7. 施設内において、営利を目的とした物品等の販売、その他これらに類する行為をしてはならない。
8. 老人集会所使用後は、直ちにその使用した設備を原形に復さなければならぬ。
9. 使用者は、使用に関して生じた一切の事故について、その責を負うものとする。